

添付法令資料 3 :

電子製品の輸入に係る技術意見の発行手続に関する2024年2月1日付
インドネシア共和国産業大臣規則No. 6 (目次)

同月 6 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 技術意見及び変更技術意見の発行
 - 第 1 節 通則 (第 3 条及び第 4 条)
 - 第 2 節 技術意見の発行手続 (第 5 条ないし第 11 条)
 - 第 3 節 変更技術意見の発行手続 (第 12 条ないし第 19 条)
 - 第 4 節 電子製品の供給及び需要のバランス (第 20 条)
- 第 3 章 報告及び監督
 - 第 1 節 報告 (第 21 条)
 - 第 2 節 監督 (第 22 条)
- 第 4 章 制裁 (第 23 条ないし第 25 条)
- 第 5 章 終則 (第 26 条)